

個人情報保護委員会（第 319 回）議事概要

- 1 日 時：令和 7 年 3 月 26 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、
梶田委員、高村委員、小笠原委員、宍戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、
佐々木総務課長、香月参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官
- 4 議事の概要
 - (1) 議題 1：「個人情報保護政策に関する懇談会」の開催について（案）
事務局から、資料に基づき説明を行った。
原案のとおり、決定することとなった。
 - (2) 議題 2：令和 7 年度個人情報保護委員会活動方針（案）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
藤本委員から「資料中にも記述があるが、事業者及び行政機関に対する周知広報は重要だと考える。既に取り組んでいるところではあるが、事業者や行政機関との相互コミュニケーションについても引き続き積極的に行っていただければと思う」旨の発言があった。
大島委員長代理から「令和 7 年度は、いわゆる 3 年ごと見直し規定に基づく検討として、制度的な論点について、引き続き、関係者との対話も重ねながら検討を進めていくほか、「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催し、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資する、関連の技術や実務の動向、様々な課題等の把握に努めてまいりたい。
また、これに加えて、漏えい等事案や不適切な取扱事案などに対しての調査・分析や必要な指導・助言等を行う監視・監督活動、関係各国及び地域との協力関係の強化・構築等を継続的に実施するなど、様々な活動を行ってまいりたい。
令和 7 年度においても、委員会が個人情報保護制度の司令塔としての役割を果たせるよう、活動方針に沿ってしっかりと進めてまいりたい」旨の発言があった。
原案のとおり、決定することとなった。
 - (3) 議題 3：郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務）の全項目評価書（端末機の更改等に伴う評価の再実施）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「委託先の管理・監督について、意見を申し上げさせていた
だく。

今回の保護評価の実施主体である郵政管理・支援機構の委託先に当たる
かんぽ生命社、再委託先である日本郵便社のいずれの拠点においても、今後
端末機が段階的に更改されることに伴い、一つの拠点で新旧の端末機を併
用して特定個人情報の取扱いが行われることも想定されていると理解して
いる。その場合、新旧の事務フローが併存することになり、それぞれにおい
て講じられるリスク対策も異なることになる。

従って、端末機の更改が行われる過渡期においては、各端末を用いる事務
フローに対応した、適切なリスク対策が確実に講じられるよう注意を払う
必要があると考える。

保護評価の実施主体である郵政管理・支援機構においては、過渡期におい
て、必要とされる評価書に記載のリスク対策が確実に実行されるよう、適切
に委託先を管理・監督していただきたい」旨の発言があった。

本評価書について承認され、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワ
ーク支援機構に対し、評価書が承認された旨及び審査記載事項を評価書に
記載すべき旨を通知することとなった。

(4) 議題4：独自利用事務の情報連携に係る届出について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「独自利用事務の情報連携は、導入自治体へのアンケート調
査によれば、団体側に制度開始時に条例制定や届出書の作成など一定の負
担は生じるものの、予算措置が不要で、かつ住民サービスと行政効率の向上
に役立っていることがうかがわれ、是非積極的に利活用を推進していただ
きたい。

当委員会の担当部署には、これまでも未活用団体への訪問など、積極的に
活用を推進していただいているが、自治体内の制度所管課だけではなく、導
入のメリットが生じることが見込まれる事務の担当部署への広報・周知が
有効と考えられる。また、既に導入している団体からのフィードバックを入
手し、それらを分析することも有用と考えられる。

これらを含めた利活用推進のための具体的な活動方針を策定していただ
きたい」旨の発言があった。

独自利用事務の情報連携に係る届出について、原案のとおり了承され、内
閣総理大臣に通知することとなった。

(5) 議題5：監視・監督について

※内容について非公表

以上